下水道排水設備工事に係る提出書類一覧



1. <u>排水設備等計画確認申請書</u> (※平成25年度からの新様式で提出すること) 上水道と兼用の書類で、最初に提出が必要な書類です。<u>項目は全て記入</u>する ようにし、空白のないようにしてください。西地区(旧巣南町)の工事をする場合は、 特定環境保全公共下水道事業受益者申告書(既に提出済の場合あり)の提出も あわせて行ってください。

排水設備等計画確認申請書が正式に受理されましたら、<u>下水道受益者分担金の納付</u>書<u>を発行</u>します。おおむね、納付書をお渡ししてから**10日以内の納付**をお願いしております。下水道受益者分担金の額については別途お問い合わせください。

受益者分担金の納付後、確認通知書を発行しますので、その後工事に着手できます。

2. <u>浄化槽、汲取り便所を廃止する場合の提出書類</u> 浄化槽を廃止する場合は、<mark>最終清掃日確定通知書(浄化槽用)、 最終清掃報告書、浄化槽使用廃止届</mark>の提出を必ず行ってください。 汲取り便所を廃止する場合は**最終清掃日確定通知書(汲取り用)、 最終清掃報告書**の提出を必ず行ってください。 この書類は、排水設備等計画確認申請書とあわせて提出してください。



- 3. <u>排水設備等工事着手届</u>(※上水、下水で別々の様式で提出すること) 下水道排水設備工事に<u>着手後、速やかに</u>必ず届け出をお願いします。 届出がなく工事に着手した場合、条例違反となります。
- 4. <u>排水設備等工事完成届</u>(※上水、下水で別々の様式で提出すること) → ▼ 下水道排水設備工事が完成したら5日以内に必ず届け出をお願いします。完成とは 住宅等の建築工事が終わることではなく、<u>排水設備工事が完了すること</u>を指します。 完成届を提出されませんと、条例違反として申請者等に過料を科す場合があります

5. 完成平面図

ので十分ご注意ください。

完成届を提出するタイミングで給排水設備の完成平面図を提出していただきます。必ず現場と相違ないように描いてください。現場と違う場合は修正の上、再提出していただきます。

6. <u>排水設備工事自社検査表</u> (※平成23年度からの新様式で提出すること) 完成届を提出するタイミングで自社検査表を提出していただきます。十分に 確認し、不備のないように注意してください。



7. 下水道使用開始等届 (※上水道と兼用の様式ですが、開始届は別々に提出すること。) 排水設備工事の<u>検査日までに</u>水道・下水道使用開始届を提出していただきます。 使用開始日は検査日と同日になりますので、ご注意ください。検査後しばらく使用しないときは同日中に使用中止届を提出いただければ、下水道使用料はかかりません。 工事期間中、工事店名義で水道料金等の支払いをしている場合は名義の変更を忘れずに行ってください。

公共汚水ます設置工事に係る提出書類一覧



1. 公共汚水ます等位置確認申請書

公共汚水ますを新設する場合は<u>最初に提出が必要</u>です。 公共ますの口径は西地区 ϕ 300mm、別府地区 ϕ 200mmです。



2. 見積書(工事額が10万円を超える場合は請書も必要)

公共汚水ますを新設する際、市役所側から公共汚水ます設置工事の 図面、数量計算書、仕様書をお渡しします。

<u>それらに従って工事の見積もり</u>をしていただき、見積書を提出してください。 工事額が10万円以上となる場合は請書を提出していただきます。

3. 着工届

公共汚水ます<u>設置工事に着工後、速やかに必ず</u>届け出をお願いします。 着工届を提出せずに工事を行った場合、条例違反となりますので十分 ご注意ください。

4. 完成届 + 工事写真

公共汚水ます<u>設置工事が完了したら必ず</u>届け出をお願いします。 工事写真は<u>着工前、工事中、完成後</u>の全工程を付けるようにしてください。 完成届を提出されませんと、条例違反となりますので十分ご注意ください。

